平成２５年（フ）第２９号
静岡県磐田市富丘452番地の１
破産者　株式会社潤研削所
１　決定年月日　平成25年９月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第６号
三重県南牟婁郡紀宝町鵜殿1696番地３
破産者　木村　凱至
１　決定年月日　平成25年９月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所熊野支部

平成２４年（フ）第１８２号
兵庫県伊丹市岩屋１丁目１番18号
破産者　共同精機工業株式会社
１　決定年月日　平成25年９月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２４年（フ）第２６７号
岡山市東区瀬戸町寺地572番地９
破産者　吉留　史朗
１　決定年月日　平成25年９月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２２０号
香川県高松市西春日町1407番地　県住10―205、開始決定時の住所香川県高松市今里町１丁目19番地16
破産者　釜野　弘子（旧姓岡田）
１　決定年月日　平成25年９月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第９号
熊本県上天草市松島町合津4276番地10の２
破産者　奥田　英晴
１　決定年月日　平成25年９月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
熊本地方裁判所天草支部

平成２４年（フ）第５５３号
沖縄県那覇市字天久802番地16
破産者　有限会社平良基礎
１　決定年月日　平成25年９月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
那覇地方裁判所民事第３部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第１３６４号
北海道恵庭市有明町５丁目６番５号
破産者　桐生　正喜
１　決定年月日　平成25年９月11日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２８４８号
札幌市白石区栄通17丁目16番12号　コーポ折戸１号
破産者　藤森　　進
１　決定年月日　平成25年９月11日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３３６号
札幌市豊平区月寒西４条９丁目３番１―309号、破産開始決定時の住所札幌市豊平区平岸１条16丁目８番13号
破産者　西村　公平
１　決定年月日　平成25年９月11日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８３号
宮城県柴田郡柴田町船岡東２丁目17―11、住民票上の住所宮城県柴田郡柴田町北船岡２丁目４番７号
破産者　又賀　　仁
１　決定年月日　平成25年９月11日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２５年（フ）第１０１号
埼玉県狭山市新狭山２丁目３番地の２　メイゾン新狭山508
破産者　蛭間　愛子
１　決定年月日　平成25年９月11日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第２０２６号
名古屋市北区光音寺町２丁目23番地
破産者　大森　一富
１　決定年月日　平成25年９月11日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第８０号
三重県名張市瀬古口616番地３　グリーンパレス瀬古口302号、開始決定時の住所三重県名張市すずらん台東５番町182番地
破産者　橋本　共布
１　決定年月日　平成25年９月11日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２４年（フ）第６２７号
神戸市中央区東川崎町６丁目１番１号
破産者　坪谷　誠一
１　決定年月日　平成25年９月11日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２１号
広島市安佐南区山本１丁目４番27号
破産者　畑中　伸一
１　決定年月日　平成25年９月11日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３４１号
長崎県長崎市浜口町12番15号
破産者　上田　正吾
１　決定年月日　平成25年９月11日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２５号
広島県山県郡北広島町石井谷1734―１、申立時の住所大分市大字旦野原512番地の１　レオパレスブラン大分112
破産者　立川　正克
１　決定年月日　平成25年９月11日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係